

愛西市
道の駅及び都市公園の
指定管理者募集

基本協定書（案）

令和5年10月

愛西市

愛西市
道の駅及び都市公園の指定管理者募集
基本協定書（案）

【注：本事業の業務を実施する者として SPC を設立する場合又は単独の法人その他団体で本事業を実施する場合は、必要な修正を行います。】

本事業（第2条に定義される。）に関して、愛西市（以下「甲」という。）と、●●を代表団体とする●●グループ（以下総称して「乙」という。）の各構成員は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関して甲が実施した公募による事業者選定手続（以下「本選定手続」という。）において、代表団体及びその他の構成員により構成される●●グループが本事業の指定管理者候補者として選定されたことを確認し、本事業を実施する共同企業体の組成及び包括仮協定の締結その他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「供用開始準備業務委託契約」とは、甲及び共同企業体間で別途締結される供用開始準備業務に関する〔業務委託契約書〕をいう。
- (2) 「構成員」とは、乙を構成する法人その他団体であり、本施設の維持管理及び運営の各業務にあたる者である●●、●●及び●●をいう。
- (3) 「共同企業体」とは、本事業を実施する目的で乙により組成される共同企業体をいう。
- (4) 「包括仮協定」とは、本事業の実施に関する甲及び共同企業体双方の義務等を定めた協定をいう。
- (5) 「募集要項等」とは、令和5年10月23日付け愛西市道の駅及び都市公園の指定管理者募集に係る募集要項及びその添付資料（要求水準書、審査基準及び様式集を含む。）等本選定手続において甲が示した資料（その後指定管理者候補者決定までに公表されたそれらの修正及び質問への回答を含む。）をいう。
- (6) 「代表団体」とは、構成員のうち、提案書類において●●グループを代表する法人その他団体として記載された●●をいう。
- (7) 「提案書類」とは、乙が令和●年●月●日付けで提出した本事業に係る技術提案書及び価格を含む提案書類一式並びに当該技術提案書の説明又は補足として乙が本基本協定締結日までに甲に提出して受理されたその他一切の文書をいう。
- (8) 「本事業」とは、愛西市内において、改築する道の駅と新設する都市公園の維持管

理・運営を指定管理者制度と管理許可を併用して行う事業をいい、詳細は募集要項等及び提案書類による。

- (9) 「本施設」とは、道の駅及び都市公園により構成される本事業の対象施設の総称をいい、詳細は募集要項等及び提案書類による。

(基本的合意)

第3条 甲及び乙は、本選定手続において、乙が本事業を実施する指定管理者候補者として選定されたことを本基本協定の締結をもって確認する。

2 乙は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに同意したこと及び当該条件を遵守の上で甲に対し提案書類を提出したものであることを確認し、提案書類を誠実に履行するものとする。

3 甲及び乙は、包括仮協定の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

4 乙は、包括仮協定の締結のための協議において、本選定手続における甲及び指定管理者選定委員会の要望事項を尊重するものとする。

(共同企業体の組成)

第4条 乙は、本基本協定締結後速やかに、募集要項等及び提案書類に従って本事業を実施する主体としての共同企業体を組成するものとし、共同企業体の組成及び運営に関し、甲の認める内容の共同企業体協定書を締結のうえ、これを維持するものとする。

2 乙は、前項に従って共同企業体協定書を締結した後速やかに、その原本証明付き写しを甲に提出するものとし、その後、当該協定書を変更したときは、速やかに変更後の協定書又は変更のための覚書その他の契約書の原本証明付き写し、その他変更内容を証する書面を甲に対し提出するものとする。

(包括仮協定の締結)

第5条 乙は、令和6年5月を目途として、包括仮協定及び供用開始準備業務委託契約（以下総称して「包括仮協定等」という。）を、共同企業体をして締結させる。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号の場合、甲は包括仮協定等を締結しない。この場合、甲は乙及び共同企業体に対して包括仮協定等を締結しないことについて何らの責任も負担しない。

(1) 乙について、本選定手続に関して次条第1項各号の事由が生じていたことが判明したとき。

(2) 乙について、募集要項等に規定する資格要件を有していないこと又は募集要項等に定める失格事由に該当することが明らかになったとき。

(違約金)

第6条 本選定手続に関し、以下の各号のいずれかの事由が生じていたことが判明した場合、甲が包括仮協定等を解除するか否かにかかわらず、乙を構成する各構成員は連帯して、

乙の本事業に係る提案価格の100分の10に相当する金額（実質的に同一の事由に基づき包括仮協定等の規定に基づき甲が共同企業体の構成員の全部又は一部から違約金を受領している場合は、当該受領済みの金額を控除する）を、甲への違約金として支払う。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めるときは、この限りではない。

- (1) 乙のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該企業その他団体に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙のいずれか又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本選定手続に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本選定手続が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に行われたものであり、かつ、本事業が、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 本選定手続に関し、乙のいずれか（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、本選定手続に関し、前項各号のいずれかの事由が生じていたことに関して甲が被った損害のうち、前項による違約金の額を超過する部分について、甲は乙を構成する各構成員に対して損害賠償を請求することができる。

（準備行為）

第7条 乙は、包括仮協定等の締結若しくは効力発生前又は共同企業体の組成前であっても、自らの費用と責任において募集要項等に記載の条件及び提案書類を遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとする。

- 2 乙は、供用開始準備業務委託契約の締結又は包括仮協定の効力発生後速やかに、前項に従ってなされた準備行為の結果を共同企業体に承継させるものとする。

(包括仮協定等の不成立)

第8条 甲及び乙いずれの責めにも帰すべからざる事由により、包括仮協定等の締結に至らなかった場合又は包括仮協定の効力が生じなかった場合には、本基本協定に別段の定めがない限り、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持等)

第9条 甲及び乙は、本基本協定又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本基本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 甲及び乙が本基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報（本事業に関する乙の提案書類を、募集要項記載の条件に従って公表する場合を含む。）

3 第1項の定めにかかわらず、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士等の法令上の守秘義務を負担する者に必要な範囲で開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 甲及び乙が守秘義務契約を締結したアドバイザーに本事業に関して必要な限りで開示する場合
- (5) 乙が共同企業体に開示する場合

4 甲は、前各項の定めにかかわらず、本基本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 乙は、本基本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、甲の定める諸規定を遵守するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第10条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、本基本協定上の地位並びに本基本協定

に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本基本協定の変更)

第11条 本基本協定は、当事者全員の書面による合意がなければ変更することができない。

(有効期間)

第12条 本基本協定の有効期間は、本基本協定締結の日から本事業の終了の日までとし、当事者を法的に拘束するものとする。ただし、包括仮協定等の締結に至らなかった場合は、包括仮協定等の締結に至る可能性がないと甲が判断して代表団体に通知した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第6条、第8条から第10条まで、本条本項及び第13条から第15条までの規定は、本基本協定の終了後も存続する。

(誠実協議)

第13条 本基本協定に定めのない事項について必要が生じた場合又は本基本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して定めるものとする。

(準拠法)

第14条 本基本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(管轄裁判所)

第15条 甲及び乙は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、名古屋地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

以上の証として、本基本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

(甲) 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地

愛西市長 日 永 貴 章

(乙) (代表団体)

●●

(構成員)

●●

(構成員)

●●